

○宇治市障害者等日中一時支援事業実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援（以下「支援」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（支援の対象者）

第2条 支援の対象者は、次に掲げるもののうち、日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められるものとする。

- （1）知的障害者
- （2）精神障害者
- （3）障害児
- （4）その他市長が認める者

（支援の内容）

第3条 支援は、平成18年厚生労働省令第171号に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準のうち短期入所にかかる人員、設備、運営に関する各基準に沿って行うもの、もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業者が別に定める基準に沿って行うものとする。

（登録事業者）

第4条 市長は、適切な支援が提供できると認めた事業者を障害者等日中一時支援事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）に登録する。

2 市長は、前項により事業者名簿に登録した事業者（以下「登録

事業者」という。) から、支援が提供できない旨の申出があったときは、当該事業者を事業者名簿から削除するものとする。

- 3 市長は、登録事業者が適正な事業の運営をすることができないと判断するとき、又は登録事業者が日中一時支援事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為をしたと認められるときは、登録事業者を事業者名簿から削除するものとする。

(支援の申請)

第 5 条 支援を受けようとする者（支援の対象者又は障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）は、あらかじめ、氏名及び住所その他申請に必要な事項を記入した利用申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、利用の適否を決定の上、利用者に通知し、利用者証を交付するものとする。

(支給決定期間及び更新申請)

第 6 条 前条第 2 項による支給決定期間は、決定を行った日から起算して 1 年以内とする。

- 2 支給期間満了後も引き続き事業を利用しようとする場合は、利用者は、支給期間満了日までの 1 か月以内に前条第 1 項に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第 7 条 利用者は、支援を必要とするときは、利用者証を登録事業者に提示し、登録事業者と支援についての契約を締結し、支援を受けるものとする。

(利用料)

第 8 条 利用者は、支援を受けたときは、別表第 1 の左欄に掲げる障害支援区分に応じ、同表の右欄に掲げる単価及び同表の注書により算定された支援に要する費用（以下「費用」という。）に「別表第 2 の左欄に掲げる世帯区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担率（利用者が障害児の保護者である場合は児童の欄の率、利用者が障害児の保護者以外の者である場合は大人の欄の率）」を乗

じて得た金額（以下「利用料」という。）を登録事業者に支払うものとする。

（費用の支払い）

第9条 支援を行った登録事業者は、利用者に代わって、費用から利用料を控除した額を、支援を行った月の翌月10日までに、市長に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった日から30日以内に、その内容を確認のうえ請求額を登録事業者に支払うものとする。

（費用の返還）

第10条 偽りその他不正の行為により、費用の支払いを受けた者があるときは、市長は、その者から当該費用の全額又は一部を返還させることができる。

（利用の変更及び廃止）

第11条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（1）利用者の所得状況に変更が生じた場合

（2）利用者の住所等を変更した場合

（3）利用者の心身の状況に大きな変化があった場合

（4）支援を必要としなくなった場合

（遵守事項）

第12条 登録事業者は、利用者に対し適切な支援を提供できるよう、従事者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 登録事業者は、従事者の資質向上のため及び適切な支援を提供するため十分な研修を行わなければならない。

3 登録事業者は、支援提供時に事故が発生した場合は、利用者の家族等及び市長に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業者は、従事者、会計、利用者への支援提供に関する諸記録を整備し、支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

５ 登録事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（調査）

第１３条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者が行う事業の内容を調査することができる。

（その他）

第１４条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成１８年１２月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則

この要項は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1

日中一時支援に要する費用

日中一時支援に要する費用は以下により算定する。

障害支援区分	所要時間 1 時間あたりの単価
区分 1 及び 2、障害児区分 1	8 0 0 円
区分 3	9 0 0 円
障害児区分 2	9 5 0 円
区分 4	1, 0 0 0 円
区分 5 及び障害児区分 3	1, 2 0 0 円
区分 6	1, 4 0 0 円

注 1 所要時間に 1 時間未満の時間が生じた場合は繰り上げるものとする。

注 2 医療機関において重症心身障害児・者が日中一時支援を利用する場合は、以下により算定する額に、日中一時支援を行う事業所が所在する地域区分「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）」に応じた割合を乗じて得た額とする。また、サービス種類については、居宅介護に適用される基準を準用するものとする。

（1）所要時間 1 時間につき 1, 5 0 0 円

（2）所要時間に 1 時間未満の時間が生じた場合は繰り上げるものとする。

注 3 医療的なケアを要する障害児・者の受け入れを行う場合に、看護師等を配置して提供されるサービスについて、下記の額を医療連携加算として加算する。

（1）所要時間 1 時間につき 7 2 0 円

注 4 送迎を実施する事業所は、所要時間を利用時間として算定することができる。ただし別に送迎実費負担を求める場合はこの限りではない。

別表第 2

支給決定者または、支給決定児童に係る支給決定児童の保護者等の属する世帯区分	負担率	
	児 童	大 人
定義	児 童	大 人
生活保護世帯	%	%
市町村民税非課税世帯	0	0
市町村民税所得割課税額 48,600 円未満である世帯	1.2	2.5
同 48,600 円以上 97,000 円未満 である世帯	4.0	4.0
同 97,000 円以上 169,000 円未満 である世帯	6.0	6.0
同 169,000 円以上 280,000 円未満 である世帯	8.0	8.0
同 280,000 円以上である世帯	10.0	10.0